

平安末期に於ける末法到來の意識

橋川正

最近の宗教研究誌上で發表された泉教授の「澆末思想に對する一考察」^(一)を讀んで啓發されるところが少くなかつたが、私はわが平安末期に於ける末法到來の意識について少しく考へを纏めて見る。
鎌倉時代に盛行した佛教諸流派の根柢に横はつてゐる共通の思想として、末法の意識は極めて深刻であるといはねばならぬ。これは新興宗派に於ても、復古宗派に於ても認められるのであつて、苟くも鎌倉時代の佛教を云爲するものゝ見逃してはならぬ思想の流れである^(二)。この思想はいふ迄もなく正像末三時の思想の影響を受けたものであるが、三時思想そのものについては、蘭田宗惠^(三)、稻葉圓成^(四)等諸先覺の既に説かれたところであり、最近には前に挙げた泉教授の研究が現はれてゐるから私の繰返す迄もなく、又附け加へるべき點もない。私の聊か明かにしたいと思ふのは、この末法到來の意識が、平安末期の時代人心に如何に味はれたか、いひ換へれば如何なる内容を有したかといふ點にある。

道綽の安樂集に引く大悲經には正法千年、像法千年の説が見えて居るが、圓珍の授菩薩戒儀にも

この正千像千說に據つて、「然佛滅後向二千、正法沈淪、邪風競扇、衆生薄祐、在此時」と述べられて居る。末法を論する際、よく引き合ひに出される、又出されねばならぬ最澄の末法燈明記の說は、正五像千說であつて、大集月藏經法滅盡品、摩訶摩耶經卷下の說と一致するが、末法燈明記が果して最澄の真撰なりや否やの問題は別としても、この書の引用は源空の十二問答や逆修說法^(六)が最も古く、それ以前に於ては全く引用が無いから、平安時代の佛教に直接の影響は殆んど認められぬ。よつて暫く末法燈明記をば傍にして論を進めるこゝする。

佛教の思想信仰が社會人心を支配し風靡した時代に、經典の所說が最高の權威を以て君臨し、批判を待たずして受け容れられたことは論ずるを要せぬ。佛陀の金言として信せられたことは、實に無上命令であり、絶待の服從を強要して已まなかつた。平安時代の佛教はかくの如き權威を保有して居たのであるが、大集經第五十五卷月藏分第十七に掲げられて居る五個五百年說は殊に社會人心を脅かした。五個五百年說とは、佛滅後第一の五百年は解脱堅固、第二は禪定堅固、第三は多聞堅固、第四は造寺堅固、第五は鬪諍堅固で白法隱沒せむと說かれて居るものである。即ち第四の五百年に於ける佛教が造寺によつて象徴せられてゐるに對して、第五のそれは鬪諍によつてその特質を指示して居る。平安時代に果して造寺堅固の意識があつたかどうかは明かでないが、教界の形勢を總觀するならば、誰しもその殿堂中心で、伽藍佛教と稱すべきものであつたことに反対し得ないで

あらう。外形上からいへば確かに造寺堅固の時代で、次いで來るべき時代は正法滅盡の不安であつた。これまで夢のやうに眺めて居た現實に覺醒すべき時機は、刻々に近づいて來た。末法到來の意識は、この際恐るべき不安と絶望とをもたらしたのであつた。

先づ堀河天皇の頃に比叡山の阿闍梨圓によつて編纂された扶桑略記による所、永承七年の條に「今年始入末法」といふ文字が見えるばかりでなく、白河天皇の永保元年六月に、叡山の僧兵數千人が三井寺に押し寄せて、その寺塔僧房等を焼亡せしめた災禍の状を述べ畢つて、「廣考天竺震旦本朝佛法興廢、未有如此破滅、今記此災、落涙添點(中略)時人云、非但佛法之陵遲、兼又王法澆薄矣」といひ、同年九月再び三井寺を焼いたことを記して「佛法渡本朝後、至于今年、歷五百三十九年」といひ、「門人上下、各皆逃隱山林、或含悲入黃泉、或懷愁仰蒼天、今年入末法歷三十年矣」といつて居る。これで見ると後冷泉天皇の永承七年即ち御堂關白の子藤原頼通が關白であつた時代に末法に入つたのであつた。而して永保元年は永承七年から數へて丁度三十年目に當るのである。更に又帝王編年記にも、「永承七年壬辰、始入末法」の語があつて扶桑略記と一致する。

兎に角永承六年を以て像法の終を告げ、翌七年を以て末法の第一年と考へられたことが知られる。永承七年は皇紀一七一二年(西紀一〇五二年)であるから、支那日本を通じて一般に行はれてゐた佛滅年代説たる皇紀前二百八十九年(即ち周穆王五十三年、西紀前九四九年)から數へて正に二千年で

あつて、正千像千說に據つて居るのである。即ち前に擧げた圓珍の授菩薩戒儀の說の流れを酌むのである。この紀年法は右の如くであるが、その末法到來の意識が具體的に如何なるものであつたかは前述の扶桑略記の記載によつて察するに餘りある。悲歎の涙を落して、佛法の陵遲と王法の澆薄とを慨いたのであつた。

なほ神明鏡上巻には永承六年を以て末法に入りしとなし、「此時末法ニ入、惠心僧都ハ泣キ結ヒケルトナン」といふ。神明鏡も僧徒によつて編纂されたらしいが、後花園天皇の永享六年までの記事を載せて居て、その製作は大體に於て室町初期の頃を見てよからう。永承六年に末法に入つたとなるのは、扶桑略記や帝王編年記と一年の差があるばかりでなく、惠心僧都即ち源信は既に寛仁元年に入寂して居るから、永承の頃は寂後約三十年で、全く事實あり得ない記載であつて信するに足らぬ。但し往生要集の巻頭に「夫往生極樂之教行、濁世末代之目足也」といふ語などがあつて、神明鏡の著者が深い穿鑿もせずに、たゞ源信と末法とを聯想したものとすれば、こゝに多少の意味を認めることは出来るであらう。

次に又古事談第五巻には、後一條天皇の寛仁四年九月の比、狂女一人が叡山に登つたが、時に古老の僧等歎じていふやうには、我山建立以來、未だ此の如き事を聞かず、昔迷路の女、大山高邊に登るに、忽ち風雨殊に甚しく、天氣動き騒いだ。是山王が登山の女を咎められるのである。而るに

今日風雨がない。是山王の靈験滅亡か、悲しむべき事なりといつたといふ話を載せて居る。これは永承以前のことであるが、かういふ些末な出来事が、末法到來の意識に導いて行つた徑路を讀むことが出来る。同じやうな話であるが、古今著聞集の第三卷に、大江匡房が太宰權帥になつて任に赴いたところが、道理で取つたものを舟一艘に積み、非理で取つたものをば又別の一艘に積んで上つた。然るに道理の舟は入海して、非道の舟が平かについたから「世は早く末になりにけり。人いたく正直なるまじきなり」と嘆じたといふ。著聞集はもとより鎌倉時代の説話文學で建長六年の序が附いて居るが、著者橋成季はこの話を載せて「末代よくよく用心あるべきことなり」といふ自分の感想を記して居る。この匡房の事蹟が事實あつたとすれば、その太宰權帥になつたのは、白河天皇の承保元年であるから、先づその頃のこととに違ひない。

古事談や古今著聞集に載せることは、嚴密に實際あつた事實とはいへぬが、末法到來の心理狀態に觸ることは出来るのである。然し確かな史料によつて更にこれを實證し得ないことはない。その恰好の例として右大臣藤原宗忠の日記（中右記）の記事を擧げるに躊躇しない。即ち堀河天皇の長治元年六月二十一日の條に、延暦寺西塔衆合戦のことと言及し

近日叡山僧徒相亂、毎日合戦、偏是及末代佛法破滅歟。

といふ。この合戦とは同月十五日に西塔數十宇の房舎を切拂つた事實を謂ふのであつて、同日の

條に既に「件合戦已及四五度、佛法破滅歟」と歎いて居る記事に照應する。更には續いて三十日の條にも、

近日被仰下義家義綱朝臣等、並檢非違使、固比叡山東西坂下、被追捕惡僧並帶兵仗、攀登山上之輩、又被追捕京中惡僧、依之山上修學僧等口、凡此兩三年來、諸社神人諸寺大衆、猥以競發、旁成濫惡、全以無制止間、佛法已欲滅、萬人成歎(下略)。

とあつて、當時の教界墮落の大勢をまざまざと眼に見るやうであるが、佛法破滅を悲歎する心理は、平安末期の人々にとつての「神々の死」を物語るものであり、その不安焦燥の裡に豫感的な戰慄を感じて居たに違ひない。

やがてそれは眼前の事實として幕は切つて落された。わが國史の上からいへば、古代から中世への時代の推移展開を意味するところの保元平治亂以後の波瀾が即ちそれである。愚管抄にいふが如く、それは「日本國の亂逆」であり、「この世の變り目の繼目」であつた。平家物語や源平盛衰記はこの波瀾の悲曲を奏するものであるが、それは亡びゆくものゝ悲しみであると共に、やがて来るべきものゝ生みの苦しみであつた。九條兼實は自ら源平盛衰の渦中に投すべき位置におかれず、或る距離を置いてこれを觀ることが出來た境遇上、その日記玉葉に記された見聞には、代表的な時の聲を讀むことが出来る。即ち玉葉をこゝに引くことは、手當り次第の材料としてではなく、時の聲の貴重

な記録として引證したいのである。先づ安元三年四月十日の條に、山僧の暴狀を記して「佛法王法滅盡期至歟、五濁之世、天魔得其力、是世之理運也、惣非言語之所及、非筆端之可盡、夢歟非夢歟、言而有餘、歎而無益、不能左右」といふ。時代を支配する眼に見えざる力の存在を信じたことがこの記事によつて知られる。夢か夢に非ざるかとは、その實感であつたに違ひない。

更に治承四年十二月、平重衡等によつて奈良諸大寺の灰燼に歸したことを聞いては、「爲世爲民、佛法王法滅盡了歎」といひ、「余聞此事、心神如曆」と告白して居る（十二月二十九日の條）。事變は矢繼ぎ早に起つて、いやが上にも人心を震憾させずにはおなかつた。壽永元年七月に、源義仲行家等が、京都に闖入して掠奪殺傷を恣にするのを見ては、「天下滅亡、只此時也、可悲々々」といひ（八月六日の條）、「院中之上下、歎息之外無他事歎、誠佛法王法滅盡之秋也」（九月五日の條）と載せ、追はれる義經行家の末路を記し餘りにも激しい世の變遷に心を傷めて「凡五濁惡世、鬭諍堅固之世、如此之亂逆、繼踵而不絕歎、可悲々々」（文治元年十一月七日の條）と無量の感慨を日乗の上に吐露して居る。兼實が有爲な公家政治家の一人であつたことはいふ迄もないが、一般の社會人心も兼實と共にかく感じて時代變遷の脅威を覺えて居たに相違ない。殊に五濁惡世といひ、鬭諍堅固之世といふ自覺のあつたことを證することが出来る。

平安時代約四百年の因襲は根柢から覆され、平家物語の中心思想をなして居る所の諸行無常が深

刻に痛感された時代に、末法到來の意識は完全に勧請されたのである。もとよりこれは時代の社會心理的事實と解すべきであるが、これが根柢となり背景となつて、鎌倉時代の新思想新生活は生誕の聲を揚げた。この點からいへば鎌倉時代の佛教はすべて末法の佛教として復興したのである。

終にことはつておきたいのは正像末三時を實際の歴史年代に引き宛てるについて種々の説の存することである。六要鈔や簾中抄の説では、欽明天皇十五年に末法に入つたとする。但し六要鈔には欽明天皇治十五年貴樂二年壬申之曆始入末法といふのは全く混亂して居るのであつて、貴樂二年（もとより正史に見えない私年號であるが）ならば、欽明天皇十四年でなければないし、壬申ならば同十三年である。欽明十五年の干子は正しくは甲戌である。次に最澄の著といふ正像末文に、弘仁三年を以て「今入末法二百四十歲」といふのから逆算すれば、その末法紀元は敏達天皇元年となる。又藥師寺景戒の著はした靈異記下卷の序によれば、延暦六年を以て佛滅千七百二十二年とし、「過正像二而入末法」といふが、正五像千説と見て二百二十二年を差引けば欽明天皇二十六年となる。基礎になつて居る佛滅年代に不同があり、更にその上に立てられる三時説に種々相異があるから、右のやうな結果になるのは免れぬことである。けれども私は史料としては扶桑略記や帝王編年記を選んで永承七年説を取り、その社會心理的存在としての末法到來の意識を以上討究したのである。もとよりこれは歴史年代上の問題ではなくして、内觀自省の上に築かれた心理上乃至は精神上の問題たる

「」とは論を要しないであらう。

【注一】

- (一)宗教研究新第二卷第三號。
- (二)歴史と地理第七卷第五號所載、富森大梁氏の末法思想の信仰とその影響参照。
- (三)佛教と歴史所收「正像末三時の思想」。
- (四)末法燈明記譜錄。
- (五)佛教全書本五一七頁。
- (六)和語燈錄四。
- (七)漢語燈錄七。